

令和元年度 第3回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 令和元年6月20日（木） 午後1時30分～午後3時30分

2、会議場所 播磨町役場 3階 A会議室

3、出席委員氏名

1番 佐伯 幸男	2番 福壽 洋二	3番 日和佐 修	4番 井澤 信良
5番 藤谷 昇	6番 三宅 孝英	7番 浅原 清治郎	8番 梅谷 良治
9番 岩本 宏司	10番 澤田 秀隆		

出席委員 9名 欠席委員 1名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 坂上 哲也 主事 永井 愛 主事 高森 菜奈末

5、議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第8号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと

議案第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと

報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出のこと

報告第4号 平成30年度播磨町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動
点検評価のこと

報告第5号 令和元年度播磨町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動
計画の作成のこと

令和元年度 第3回播磨町農業委員会

日時：令和元年6月20日

開会 午後1時30分

○議長

それでは、ただ今から第3回播磨町農業委員会を始めさせていただきます。本日は事前に福壽委員より欠席ということで、9名が出席をしておりますので、会は成立いたしております。また議事録署名委員でございますが、9番の岩本委員さんと1番の佐伯委員さんにお願いいたしたいと思いますので、それぞれよろしくお願ひいたします。

議案第8号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長

はい。ありがとうございます。それでは、1番、現地調査していました井澤委員さん、説明をお願いいたします。

○井澤委員

地図は4ページ、写真は1ページの一番上をごらんください。まず場所ですが、4ページの中央部分の斜線部分が該当地なのですが、この地図の一番上方に [REDACTED] があります。その南東側でして、ちょうど該当地の右下斜め上に道路が走っていますが、これが [REDACTED] の [REDACTED] の信号を上がったところです。 [REDACTED] の信号は、ちょうど [REDACTED] があるところですね。そこを上がったところです。2筆で、現地は写真を見ていただいたらわかりますように、草は生えていますが農地です。斜線部分の右側と南側のところに空き地があるのですが、これも全て現況は農地になっています。ただ本日は、5条の届出が後ほど出ているのですが、このところが開発の計画がありまして、周りにも住宅が今後建つ予定になっております。こち

らは、4条の届出ということで、御本人さんが地目を変更して、住宅用地を建てる計画になっています。周りもいずれ住宅になると思われますので、特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

○議長 ありがとうございました。今、御説明がございましたが、委員の皆様方、御意見、御質問はございませんでしょうか。ございませんか。市街化区域も転用ですので、農地転用届を受理することに決定をいたしたいと思います。次に、2番を現地調査されました佐伯委員さんお願ひいたします。

○佐伯委員 地図は5ページ。写真が1枚目の真ん中にあります。場所は、[REDACTED] [REDACTED] の南西側にあります。隣には、[REDACTED] があります。南側には、[REDACTED] の [REDACTED] が近くにあります。もともとこれは、[REDACTED] 番というのは、[REDACTED] なのですが、そのうちの [REDACTED] を分筆して、自分の子供の家だと言っていましたけれど、この隣接地の東隣は、既に写真でもごらんになれますように転用されて、建物が建っています。南隣がまだ農地なのですが、南隣は、この南側には、道路側溝を利用しての水の出し入れができますので、ここが転用されても何も問題ないと思います。ここも区画整理をされたところなので、大した問題はないと思います。以上です。

○議長 ありがとうございました。御説明ありましたが、委員の皆様方、御意見、御質問はございませんでしょうか。

御意見、御質問がなければ市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定をいたしたいと思います。

続きまして、3番、現地調査をしていただいた淺原委員さんお願ひいたします。

○淺原委員 報告します。3番ですけれども、地図の方は6ページです。これは

既に住宅の一部で、地目は田ですけれども、面影は全然ありません。地続きの計画の一部が残っていたという感じですね。写真の 1 ページの一番下になりますけれども、既に家が建っていましたですね、家の下の一部をということになると思います。そういうことですので、既に現況は宅地ということです。

○議長 はい。ありがとうございました。委員の皆様方、御意見、御質問はございませんか。それでは、市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することに決定いたします。もう一つありましたね。

○淺原委員 これと同じなのですけれども、地図は 7 ページを開けていただきまして、これも 3 番と同じですね。既に家が建っていました、その一部ですね。写真は 2 ページの一番上にありますけれども、倉庫みたいなものが建っていました、真ん中に土地があってですね、現況は宅地ですね。周りは何も田んぼはありませんので、問題はないと思います。

○議長 ありがとうございます。このような案件が、何で今時分に出てくるのでしょうか。

○淺原委員 何か建てかえるのと違いますか。

○議長 相続か何かでしょうか。

○淺原委員 建築確認をしようと思ったら、田んぼのままではとれないのでね。建てかえられるのと違いますか。

○議長 はい。ほかに質問とかございませんか。なければ、次、藤谷委員さんお願いします。

○藤谷委員 説明を受けたところ、まずこの土地が 3 分筆になっています。地図は 8 ページ、写真は 2 ページの真ん中と下と二つです。この部分が今説明すると、写真の上の真ん中の方ですね。この赤い部分は

の共同住宅にする予定です。の名義です。奥の白い建物が農機具倉庫です。これもの土地です。その下の写真の部分で、細いのが赤い線ずっと奥まであるのが、農機具庫を潰しての半分ぐらいまでは、道になりますということです。6メートル道路ですね。

○議長 最終的に道路になるのですけれど、ここだけ名義はの名義で置いておくということですか。

○藤谷委員 道路ですか。道路ではなく、共同住宅ですね。の名義でアパートを建てるということです。

○議長 いや、こっち側の細いところですよ。

○藤谷委員 これは6メートル道路をつけて、町に渡すような形になりますということです。

○議長 4条で共同住宅、が建てられるということですね。

○藤谷委員 共同住宅はですね。工事は全部、がしますということです。

○事務局長 アパート経営される部分と宅地で分譲されるものとがあるということですね。

○藤谷委員 そうです。それと道路ですね。これ三つです。3分筆ということです。細いこの公衆道路は、この奥までではなく、「半分の部分だけ6メートル道路をつけます」ということです。

○議長 今、藤谷委員の方から、4条の5番目と5条の5番目の説明がありましたが、皆さん方、ほかに意見ございませんか。

○日和佐委員 藤谷さん、これ道路が建物の大分下なのですね。

○藤谷委員 はい。多少スロープになりますという感じです。道路まで地上げしようと思ったら、相当上げないといけなくなります。

○議長 4条の5番目と5条の5番目につきまして、ほかにございませんか。

なければ市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定をいたしたいと思います。

次に議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請審議のことを議題といたします」事務局の方から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 ありがとうございます。私の方から説明をさせていただきます。場所は、[REDACTED]と[REDACTED]に挟まれていて、東側に[REDACTED]と書かれていますが、[REDACTED]の[REDACTED]へ[REDACTED]からおりる道でございます。すぐその西側に同じ所有者で砂利置き場を設けておられるのですけれども、今回[REDACTED]というのが11ページの地図の下の方の駐車場のところに[REDACTED]というのが書いてありますが、そこで[REDACTED]を回収している、集めている商売をしております。そこは、商売繁盛で[REDACTED]などから持ってくる資材を置く場所がないので、この土地に置きたいということで、申請をしているようでございます。地図は3ページの一番上になっておりまして、水利の方も立ち合いをして何ら問題はないということでございます。ちょうど[REDACTED]と[REDACTED]のすぐ東が[REDACTED]でございます。

○議長 県の方に進達して判断してもらうのですけれども、どの場合にだめだと、農業委員会として言えるのかなと思ったのですが、今の事務局からの説明も農地法の観点からですね。生活環境権とか、そういうようなことがらの判断は、この場ではできにくいのかなと思います。

○岩本委員 実は、隣接農地の所有者の方が、私が農業委員だということを知っ

て、ちょっと心配の電話がかかってきました。資材置き場と書いてあるけれども、何を置かれるかわからないので「どんな物を置くか聞いておられますか」とかという問い合わせが、ちょっとあったのです。

○議長 [REDACTED] が今、米をつくっていますね。

○岩本委員 そうです。もしかしたら、[REDACTED] を置かれて、流れてきたらだめだという思いがあるみたいで、とりあえず隣接地なので同意はしたのだけれども、ちょっと心配になってということでした。

○淺原委員 東側は農地なのですか。

○議長 農地です。田植えに進入路が [REDACTED] の下にあるのですけれど、大きなトラックが入ったりしたら、支障が出てくるかもしれないと思いますね。

○議長 ここでは農地法の観点からの検討ということで、質問ほかになれば、採決をしたいと思います。原案のとおり報告することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数と認めます。

第9号は、原案のとおり許可相当として、現実に意見書を送付いたします。続いて、議案第10号農地法第5条第1項第6号の規定による届出のことを議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 はい。ありがとうございます。それでは、1番現地調査をしていただいた佐伯委員さんお願ひいたします。

○佐伯委員 地図は15ページです。写真の方が3ページの2番目、3番目です。

場所は、先ほど4条のところで井澤委員さんが説明されました [REDACTED]

[REDACTED] の南寄りのところで、旧の [REDACTED] に面したところですね。

地番でいうと5筆になるのですけれども、これ一体で開発されるみたいですね。現地には、新築計画のお知らせの看板も立っておりました。ちょうどこの一角ですね。三方道路で、一方が水を入れます水路になっています。周りには、農地がございません。水路の部分については、立ち合いされたと思います。プラスチックの赤いくいも全部入っておりましたし、真ん中の [REDACTED] 、 [REDACTED] 、
[REDACTED] の間、ここにも細い水路があるのですけれども、ここも赤いプラスチックのくいが境界明示をされておりました。問題はないと思います。以上です。

○議長 はい。ありがとうございました。委員の皆様方、御質問ございませんか。佐伯委員さん、11戸建つですか。

○佐伯委員 そうですね。看板では全部で11戸の予定になっていましたね。

○議長 御意見がなければ、市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することにいたします。次に2番の方、佐伯委員さんお願いします。

○佐伯委員 地図は16ページ。写真は4ページの真ん中になります。先ほどの15ページの地図の真北方向なのですけれども、逆に16ページのこの土地の東の [REDACTED] からすると真南、先ほどの5筆の開発の土地があります。道路を挟んで、 [REDACTED] ところに位置しています。ここも2方道路で、一方は住宅が建っておりまして、もう一方が畠をつくっておられました。ことと隣接しています。この隣接農地については、北側に道路がありまして、道路の側溝が水路になります。写真でもちょっと写っていますけれども、水路兼用になって

いまして、そこから水の出入りができるようなので、多分、水の出入りも大丈夫だと思います。長いこと耕作されていないみたいな土地でした。近隣には、多分影響ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 説明は終わりました。何か御質問ございませんか。なければ市街化区域の転用ということで、農地転用届を受理することにいたします。
続きまして3番、佐伯委員さんお願ひいたします。

○佐伯委員 地図は17ページ、写真は4ページの一番下になります。ここは、
[REDACTED]の[REDACTED]の北東の方向になります。昔の字でいうと[REDACTED]と
いうところですね。県道の[REDACTED]、この[REDACTED]の[REDACTED]さん
のすぐ近くです。一方道路で、2方が駐車場ですね。もう一方が民
家と、その奥が果樹園みたいになっていましたね。ビワの木やら柿
の木やら、草がボーボーですけれども、果樹園のような土地になっ
ています。現在は、ここは畑でスイカやナンキンが植わっておりま
した。多分この果樹園も農地かどうかよくわからないのですけれど
も、転用されても問題はなかろうと思いました。

○議長 ありがとうございました。説明は終わりました。委員の皆様方何か
ござりますか。御質問ございませんか。なければ市街化区域の転用
ということで、転用届を受理することに決定いたしたいと思います。
4番目につきましては、私の方から説明をさせていただきます。
今まで、ずっと説明が佐伯さんの方からありましたが、それの一番
東の山側の残地みたいな土地です。[REDACTED]ですね。ちょうど調
査に行ったとき、佐伯委員さんとここで一緒になったのですけれど
も、「何でこんな残地があるのだろう。道路を分断された残りと違
うのかな。」ということで終わりました。水路の方も西側にあります

すので、問題ないと思います。

○淺原委員 これ一帯が開発されるのですね。水路が真ん中に通っているのですか。

○議長 残したままになっています。

○淺原委員 水路はどうなるのですか。

○議長 水路は下に田んぼがあるから。

○淺原委員 水路は残すのですか。

○議長 残します。

御質問ございませんか。なければ市街化区域の転用ということで、転用届を受理することに決定いたしたいと思います。

○議長 14ページ5条まで進行しているのですけれども、5番目につきましては、先ほど藤谷委員さんが言われましたので、説明が終わっているということでよろしいですね。

次は、20ページの報告第3号農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約解約の通知報告の件を議題といたします。説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 ありがとうございました。報告は終わりました。委員の皆様方、御質問はございませんでしょうか。

賃貸借契約解除の件はよろしいでしょうか。報告第3号は、以上をもちまして報告とさせていただきます。

次は報告第4号の平成30年度播磨町農業委員会の目標及び、その達成に向けた活動の点検・評価のことについてつりたいと思います。事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 説明のとおりでございます。特に意見がございませんでしたら、報告第4号は以上をもちまして報告とさせていただきたいと思います。続きまして、報告第5号、令和元年度播磨町農業委員会の目標及び、その達成に向けた活動計画作成のことを議題といたします。説明事務局よろしくお願ひします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙参照）

○議長 ありがとうございました。少し前のことですが、4月に審議しておりますので、特に意見、御質問がなければ、報告第5号は、以上をもちまして報告とさせていただきたいと思います。
本日の予定をいたしておりましたのは以上でございます。

上記のとおり、会議録を調整する。

令和元年 6 月 20 日

議長 澤田 秀隆

議事録署名人 岩本 宏司

議事録署名人 佐伯 幸男